

百間港一帯を調査

水俣湾 水質保全法指定で

二十八日水俣湾を水質保全法による指定水域にするかどうかを調査にきた経済企画庁調整局保全課内田技官ら四人は二十九日も朝十時から市関係者と百間港から乗船、地元民の説明で同湾一帯の状況調査を行ない、予定の葦北郡津奈木村視察を変更、三角港へひきあげた。

田技官ら四人は二十九日も朝十時から市関係者と百間港から乗船、地元民の説明で同湾一帯の状況調